

2025/05/12 12:09 現在の情報です。

東京都千代田区神田練堀町3番地
東京センチュリー株式会社

会社法人等番号	0104-01-015821		
商 号	東京センチュリーリース株式会社		
	東京センチュリー株式会社	平成28年10月 1日変更	
		平成28年10月 3日登記	
本 店	東京都千代田区神田練堀町3番地		
電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定	
		令和 4年 9月 6日登記	
公告をする方法	電子公告とする https://www.tokyocentury.co.jp/jp/ir/kouko 事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成28年10月 1日変更	
		平成28年10月 3日登記	
会社成立の年月日	昭和44年7月1日		
目 的	(1) コンピューター、輸送機器、産業機械、医療機器、その他各種動産、不動産および権利の賃貸借、割賦販売、売買ならびにその仲介業 (2) 金融業 (3) 損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 (4) 生命保険の募集に関する業務 (5) 有価証券の保有、運用、管理および売買 (6) 株式未上場企業への投資、融資、債務保証および経営指導 (7) 各種工事の設計、施工、据付、修理ならびに解体請負業 (8) 業務請負および業務受託に関する事業 (9) 集金の代行業務 (10) 介護保険法に基づく福祉用具の販売およびレンタル業 (11) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (12) 在宅介護サービスに関する業務 (13) 第二種金融商品取引業 (14) 電力を始めとするエネルギーの供給・売買・仲介等に関する事業 (15) ホテルおよび旅館の経営に関する事業 (16) 前各号に附帯または関連する一切の事業 令和 2年 6月22日変更		
		令和 2年 7月 3日登記	
単元株式数	100株		
	普通株式 100株 第1回社債型種類株式 100株 第2回社債型種類株式 100株 第3回社債型種類株式 100株 第4回社債型種類株式 100株 第5回社債型種類株式 100株	令和 6年 6月24日変更	
		令和 6年 7月 5日登記	
発行可能株式総数	4億株		
	16億株	令和 6年 1月 1日変更	
		令和 6年 1月 4日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億2302万8320株	令和 2年 2月25日変更	
		令和 2年 2月25日登記	
	発行済株式の総数 4億9211万3280株	令和 6年 1月 1日変更	
		令和 6年 1月 4日登記	
資本金の額	金811億2922万3300円	令和 2年 2月25日変更	
		令和 2年 2月25日登記	
発行可能種類株式総数及び発行する	普通株式 16億株 第1回社債型種類株式 2000万株		

各種類の株式の内容

第2回社債型種類株式 2000万株
第3回社債型種類株式 2000万株
第4回社債型種類株式 2000万株
第5回社債型種類株式 2000万株
第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式を以下「社債型種類株式」と総称し、第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。

〔自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除〕当会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式を有する株主（以下「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

〔社債型種類株式優先配当金〕1 当会社は、当会社定款第57条に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、本配当年率を基準日として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

〔社債型種類株式優先期中配当金〕当会社は、当会社定款第58条その他会社法第453条に基づき3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

〔残余財産の分配〕

1 当会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額

2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

〔議決権〕

社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

〔金銭を対価とする取得条項〕

当会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類

	株式を決定する。 [優先順位] 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。 [種類株主総会] 1 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 2 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。 (1) 当会社が消滅会社となる合併または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。） (2) 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認 令和 6年 6月24日変更 令和 6年 7月 5日登記		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店 令和 3年11月22日変更 令和 3年11月22日登記		
役員に関する事項	取締役 丹 波 俊 人	令和 3年 6月28日重任	
		令和 3年 7月 9日登記	
		令和 4年 6月27日退任	
		令和 4年 7月 6日登記	
	取締役 浅 田 俊 一	令和 3年 6月28日重任	
		令和 3年 7月 9日登記	
	取締役 浅 田 俊 一	令和 4年 6月27日重任	
		令和 4年 7月 6日登記	
	取締役 浅 田 俊 一	令和 5年 6月26日重任	
		令和 5年 7月 7日登記	
	取締役 浅 田 俊 一	令和 6年 6月24日重任	
		令和 6年 7月 5日登記	
	取締役 野 上 誠	令和 3年 6月28日重任	
		令和 3年 7月 9日登記	
		令和 4年 6月27日退任	
		令和 4年 7月 6日登記	
	取締役 雪 矢 正 隆	令和 3年 6月28日重任	
		令和 3年 7月 9日登記	
	取締役 雪 矢 正 隆	令和 4年 6月27日重任	
		令和 4年 7月 6日登記	
	取締役 雪 矢 正 隆	令和 5年 6月26日重任	
		令和 5年 7月 7日登記	
	取締役 雪 矢 正 隆	令和 6年 6月24日重任	
		令和 6年 7月 5日登記	
	取締役 吉 田 政 雄	令和 3年 6月28日重任	
		令和 3年 7月 9日登記	
		令和 4年 6月27日重任	

	取締役	吉 田 政 雄	令和 4 年 7 月 6 日登記
			令和 5 年 6 月 2 6 日重任
			令和 5 年 7 月 7 日登記
			令和 6 年 6 月 2 4 日退任
			令和 6 年 7 月 5 日登記
	取締役	檜 垣 幸 人	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
			令和 3 年 7 月 9 日登記
			令和 4 年 6 月 2 7 日退任
			令和 4 年 7 月 6 日登記
	取締役	中 村 明 雄	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
			令和 3 年 7 月 9 日登記
	取締役	中 村 明 雄	令和 4 年 6 月 2 7 日重任
			令和 4 年 7 月 6 日登記
	取締役	中 村 明 雄	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
			令和 5 年 7 月 7 日登記
	取締役	中 村 明 雄	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
			令和 6 年 7 月 5 日登記
	取締役	馬 場 高 一	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
			令和 3 年 7 月 9 日登記
	取締役	馬 場 高 一	令和 4 年 6 月 2 7 日重任
			令和 4 年 7 月 6 日登記
	取締役	馬 場 高 一	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
			令和 5 年 7 月 7 日登記
	取締役	馬 場 高 一	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
			令和 6 年 7 月 5 日登記
			令和 7 年 3 月 3 1 日辞任
			令和 7 年 4 月 1 日登記
	取締役	浅 野 敏 雄	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
			令和 3 年 7 月 9 日登記
	取締役	浅 野 敏 雄	令和 4 年 6 月 2 7 日重任
			令和 4 年 7 月 6 日登記
	取締役	浅 野 敏 雄	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
			令和 5 年 7 月 7 日登記
	取締役	浅 野 敏 雄	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
			令和 6 年 7 月 5 日登記
	取締役	岡 田 明 彦	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
			令和 3 年 7 月 9 日登記
	取締役	岡 田 明 彦	令和 4 年 6 月 2 7 日重任
			令和 4 年 7 月 6 日登記

取締役	岡 田 明 彦	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
取締役	岡 田 明 彦	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
取締役	大 串 桂 一 郎	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
		令和 3 年 7 月 9 日登記
		令和 4 年 6 月 2 7 日退任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
取締役	高橋美穂（田中美穂）	令和 3 年 6 月 2 8 日就任
		令和 3 年 7 月 9 日登記
取締役	高橋美穂（田中美穂）	令和 4 年 6 月 2 7 日重任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
取締役	高橋美穂（田中美穂）	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
取締役	高橋美穂（田中美穂）	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
取締役	平 崎 達 也	令和 3 年 6 月 2 8 日就任
		令和 3 年 7 月 9 日登記
取締役	平 崎 達 也	令和 4 年 6 月 2 7 日重任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
取締役	平 崎 達 也	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
取締役	平 崎 達 也	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
取締役	沼 上 幹	令和 4 年 6 月 2 7 日就任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
取締役	沼 上 幹	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
取締役	沼 上 幹	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
取締役	佐 藤 浩	令和 4 年 6 月 2 7 日就任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
取締役	佐 藤 浩	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
取締役	佐 藤 浩	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
取締役	北 村 登 志 夫	令和 4 年 6 月 2 7 日就任
		令和 4 年 7 月 6 日登記

取締役	北 村 登 志 夫	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
		令和 6 年 6 月 2 4 日退任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
取締役	原 真 帆 子	令和 4 年 6 月 2 7 日就任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
取締役	原 真 帆 子	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
取締役	原 真 帆 子	令和 6 年 6 月 2 4 日重任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
取締役	小 笠 原 浩	令和 6 年 6 月 2 4 日就任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
取締役	藤 原 弘 治	令和 6 年 6 月 2 4 日就任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
<u>千葉県柏市大津ケ丘二丁目26番2</u> 代表取締役	<u>浅 田 俊 一</u>	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
		令和 3 年 7 月 9 日登記
		令和 4 年 6 月 2 7 日退任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
<u>東京都品川区小山三丁目15番2-2603号</u> 代表取締役	<u>野 上 誠</u>	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
		令和 3 年 7 月 9 日登記
		令和 4 年 3 月 3 1 日辞任
		令和 4 年 4 月 1 日登記
<u>川崎市高津区蟹ヶ谷44番地48</u> 代表取締役	<u>雪 矢 正 隆</u>	令和 3 年 6 月 2 8 日重任
		令和 3 年 7 月 9 日登記
		令和 4 年 6 月 2 7 日重任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
		令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
		令和 6 年 6 月 2 4 日重任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
		令和 4 年 4 月 1 日就任
		令和 4 年 4 月 1 日登記
		令和 4 年 6 月 2 7 日重任
		令和 4 年 7 月 6 日登記
<u>東京都文京区小石川一丁目9番14-1909号</u> 代表取締役	<u>馬 場 高 一</u>	令和 5 年 6 月 2 6 日重任
		令和 5 年 7 月 7 日登記
		令和 6 年 6 月 2 4 日重任
		令和 6 年 7 月 5 日登記
		令和 7 年 3 月 3 1 日辞任

		令和 7 年 4 月 1 日登記
	東京都港区 代表取締役 藤 原 弘 治	令和 7 年 4 月 1 日就任 令和 7 年 4 月 1 日登記
	監査役 岡 田 太 (社外監査役)	令和 2 年 6 月 2 2 日重任 令和 2 年 7 月 3 日登記 令和 6 年 6 月 2 4 日退任 令和 6 年 7 月 5 日登記
	監査役 池 田 裕 一 郎	平成 3 0 年 6 月 2 5 日就任 平成 3 0 年 7 月 6 日登記 令和 4 年 6 月 2 7 日退任 令和 4 年 7 月 6 日登記
	監査役 藤 枝 昌 雄 (社外監査役)	平成 3 0 年 6 月 2 5 日就任 平成 3 0 年 7 月 6 日登記
	監査役 藤 枝 昌 雄 (社外監査役)	令和 4 年 6 月 2 7 日重任 令和 4 年 7 月 6 日登記
	監査役 天 本 勝 也	令和 1 年 6 月 2 4 日就任 令和 1 年 7 月 8 日登記
	監査役 天 本 勝 也	令和 5 年 6 月 2 6 日重任 令和 5 年 7 月 7 日登記
	監査役 野 村 吉 夫	令和 4 年 6 月 2 7 日就任 令和 4 年 7 月 6 日登記
	監査役 森崎真衣子 (千原真衣子) (社外監査役)	令和 6 年 6 月 2 4 日就任 令和 6 年 7 月 5 日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	令和 3 年 6 月 2 8 日重任 令和 3 年 7 月 9 日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	令和 4 年 6 月 2 7 日重任 令和 4 年 7 月 6 日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	令和 5 年 6 月 2 6 日重任 令和 5 年 7 月 7 日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	令和 6 年 6 月 2 4 日重任 令和 6 年 7 月 5 日登記
非業務執行取締役 等の会社に対する 責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
支 店	1 大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号	
	2 名古屋市中区栄二丁目 1 番 1 号	
	3 横浜市西区北幸二丁目 8 番 4 号	

	4 兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号	令和 6年 9月30日廃止
		令和 6年10月 1日登記
	6 東京都台東区台東二丁目27番5号	平成25年10月15日移転
		平成25年10月15日登記
		令和 7年 3月31日廃止
		令和 7年 4月15日登記
	8 札幌市中央区大通西七丁目3番1	平成29年10月10日移転
		平成29年10月19日登記
	9 東京都千代田区神田練堀町3番地	
	11 仙台市青葉区一番町三丁目1番1号	
	12 さいたま市大宮区錦町682番地2	
	13 静岡市葵区追手町8番1号	令和 6年 9月30日廃止
		令和 6年10月 1日登記
	14 石川県金沢市本町二丁目11番7号	
	15 京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535番地	令和 6年 9月30日廃止
		令和 6年10月 1日登記
	16 岡山市北区中山下一丁目9番1号	平成25年10月 7日移転
		平成25年10月15日登記
		令和 6年 9月30日廃止
		令和 6年10月 1日登記
	17 広島市中区東白島町14番15号 広島市中区紙屋町一丁目2番22号	平成29年10月10日移転
		平成29年10月19日登記
		令和 6年10月 1日移転
		令和 6年10月 1日登記
	18 福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号	平成26年 5月19日移転
		平成26年 5月19日登記
	19 東京都千代田区大手町二丁目6番4号	令和 5年 5月 8日設置
		令和 5年 5月15日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 <u>1137個</u> <u>1016個</u> <u>943個</u>	
	平成25年 4月30日変更	平成25年 5月 1日登記
	平成26年 4月30日変更	平成26年 5月 1日登記

925個

平成26年 6月30日変更 平成26年 7月 9日登記

906個

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月 1日登記

792個

平成27年 7月 2日変更 平成27年 7月 7日登記

749個

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記

707個

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 9日登記

681個

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 4日登記

627個

平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記

608個

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月12日登記

489個

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月10日登記

245個

令和 4年 7月31日変更 令和 4年 8月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 11万3700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

当社普通株式 10万1600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成25年 4月30日変更

平成25年 5月 1日登記

当社普通株式 9万4300株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう

ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の
前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知
又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった
場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成26年 4月30日変更 平成26年 5月 1日登記

当社普通株式 9万2500株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の
前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知
又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった
場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成26年 6月30日変更 平成26年 7月 9日登記

当社普通株式 9万600株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の
前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知
又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった
場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月 1日登記

当社普通株式 7万9200株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株

式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成27年 7月 2日変更 平成27年 7月 7日登記

当社普通株式 7万4900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記

当社普通株式 7万700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 9日登記

当社普通株式 6万8100株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 4日登記

当社普通株式 6万2700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記

当社普通株式 6万800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月12日登記

当社普通株式 4万8900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）

）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

令和 3 年 4 月 3 0 日変更

令和 3 年 5 月 1 0 日登記

当社普通株式 2 万 4 5 0 0 株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

令和 4 年 7 月 3 1 日変更

令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 9 万 8 0 0 0 株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかった場合には、以後速やかに通知又は公告する。

令和 6 年 1 月 1 日変更

令和 6 年 1 月 4 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

- (1) 各本新株予約権の払込金額は、以下のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = S e^{-\lambda T} N(d_1) - X e^{-rT} N(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$$

① 1株当たりのオプション価格（C）

② 株価（S）：平成24年10月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価額（X）：1円

④ 予想残存期間（T）：4.1年

⑤ ボラティリティ（σ）：4.1年（平成20年9月22日から平成24年10月15日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り（λ）：1株当たりの配当金（平成25年3月期の予想配当金）÷上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

- (2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月16日から平成54年10月15日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から10日（但し、10日目が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

- (2) 上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

- (3) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。

① 禁固以上の刑に処せられた場合。

② 所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。

③ 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。

④ 在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。

- (4) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記（1）にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に回答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

- (5) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については

当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 前項のほか、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

平成24年10月15日発行

平成24年10月25日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

593個

552個

542個

532個

468個

432個

399個

385個

355個

342個

277個

267個

134個

平成26年 4月30日変更

平成26年 6月30日変更

平成27年 4月30日変更

平成27年 7月 2日変更

平成28年 4月30日変更

平成29年 4月30日変更

平成29年 7月31日変更

平成30年 4月30日変更

令和 2年 4月30日変更

令和 3年 4月30日変更

令和 4年 4月30日変更

令和 4年 7月31日変更

平成26年 5月 1日登記

平成26年 7月 9日登記

平成27年 5月 1日登記

平成27年 7月 7日登記

平成28年 5月12日登記

平成29年 5月 9日登記

平成29年 8月 4日登記

平成30年 5月10日登記

令和 2年 5月12日登記

令和 3年 5月10日登記

令和 4年 5月12日登記

令和 4年 8月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 5万9300株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 5万5200株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その

効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成26年 4月30日変更 平成26年 5月 1日登記

当社普通株式 5万4200株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成26年 6月30日変更 平成26年 7月 9日登記

当社普通株式 5万3200株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月 1日登記

当社普通株式 4万6800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成27年 7月 2日変更 平成27年 7月 7日登記

当社普通株式 4万3200株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記

当社普通株式 3万9900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 9日登記

当社普通株式 3万8500株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 4日登記

当社普通株式 3万5500株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与

株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記

当社普通株式 3万4200株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月12日登記

当社普通株式 2万7700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月10日登記

当社普通株式 2万6700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月12日登記

当社普通株式 1万3400株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その

効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 7 月 3 1 日変更 令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 5 万 3 6 0 0 株
各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 4 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 1 月 1 日変更 令和 6 年 1 月 4 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

(1) 各本新株予約権の払込金額は、以下のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = S e^{-\lambda T} N(d_1) - X e^{-rT} N(d_2)$$
$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left[r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right] T}{\sigma \sqrt{T}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$$

① 1 株当たりのオプション価格 (C)

② 株価 (S) : 平成 2 5 年 9 月 2 4 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価額 (X) : 1 円

④ 予想残存期間 (T) : 3. 6 年

⑤ ボラティリティ (σ) : 3. 6 年（平成 2 2 年 3 月 1 日から平成 2 5 年 9 月 2 4 日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り (λ) : 1 株当たりの配当金（平成 2 6 年 3 月期の予想配当金）÷ 上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

(2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第 2 4 6 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成 2 5 年 9 月 2 5 日から平成 5 5 年 9 月 2 4 日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から 1 0 日（但し、1 0 日目が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(2) 上記 (1) にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が

完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。

- ①禁固以上の刑に処せられた場合。
- ②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。
- ③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。
- ④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。

(4) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記（1）にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(5) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年 9月24日発行

平成25年10月 1日登記

第3回新株予約権
新株予約権の数

760個
745個

687個

632個

628個

578個

558個

513個

509個

505個

483個

378個

360個

341個

平成27年 4月30日変更

平成27年 7月 2日変更

平成28年 4月30日変更

平成28年 9月 6日変更

平成29年 4月30日変更

平成29年 7月31日変更

平成30年 4月30日変更

平成30年 8月31日変更

平成31年 2月28日変更

令和 2年 4月30日変更

令和 3年 4月30日変更

令和 3年 7月31日変更

平成27年 5月 1日登記

平成27年 7月 7日登記

平成28年 5月12日登記

平成28年 9月13日登記

平成29年 5月 9日登記

平成29年 8月 4日登記

平成30年 5月10日登記

平成30年 9月11日登記

平成31年 3月11日登記

令和 2年 5月12日登記

令和 3年 5月10日登記

令和 3年 8月11日登記

186個	令和 4年 4月30日変更	令和 4年 5月12日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	令和 4年 7月31日変更 令和 4年 8月 5日登記 当社普通株式 7万6000株 各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。 当社普通株式 7万4500株 各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。 平成27年 4月30日変更 平成27年 5月 1日登記 当社普通株式 6万8700株 各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。 平成27年 7月 2日変更 平成27年 7月 7日登記 当社普通株式 6万3200株 各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は	

準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記

当社普通株式 6万2800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成28年 9月 6日変更 平成28年 9月13日登記

当社普通株式 5万7800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 9日登記

当社普通株式 5万5800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 4日登記

当社普通株式 5万1300株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株

式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記

当社普通株式 5万900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成30年 8月31日変更 平成30年 9月11日登記

当社普通株式 5万500株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月11日登記

当社普通株式 4万8300株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式

数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2 年 4 月 3 0 日変更 令和 2 年 5 月 1 2 日登記

当社普通株式 3 万 7 8 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3 年 4 月 3 0 日変更 令和 3 年 5 月 1 0 日登記

当社普通株式 3 万 6 0 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3 年 7 月 3 1 日変更 令和 3 年 8 月 1 1 日登記

当社普通株式 3 万 4 1 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 4 月 3 0 日変更 令和 4 年 5 月 1 2 日登記

当社普通株式 1 万 8 6 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は

準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 7 月 3 1 日変更 令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 7 万 4 4 0 0 株
各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 4 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 1 月 1 日変更 令和 6 年 1 月 4 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

- (1) 各本新株予約権 1 個当たり 2 7 万 1 6 0 0 円
- (2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第 2 4 6 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成 2 6 年 9 月 3 0 日から平成 5 6 年 9 月 2 9 日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失したその翌日から 1 0 日（但し、1 0 日目日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から 3 0 日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。
 - ① 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ② 所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。
 - ③ 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。
 - ④ 在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。
- (4) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記（1）にかかわらず、新株予約権者の死亡日の 3 年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

- (5) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。
- 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年 9月29日発行

平成26年10月 8日登記

第4回新株予約権
新株予約権の数

746個

688個

641個

620個

570個

566個

562個

537個

521個

517個

489個

476個

375個

360個

329個

192個

平成28年 4月30日変更

平成29年 4月30日変更

平成29年 7月31日変更

平成30年 4月30日変更

平成30年 8月31日変更

平成31年 2月28日変更

平成31年 4月30日変更

令和 1年 5月31日変更

令和 1年10月31日変更

令和 2年 4月30日変更

令和 2年 5月31日変更

令和 3年 4月30日変更

令和 3年 7月31日変更

令和 4年 4月30日変更

令和 4年 7月31日変更

平成28年 5月12日登記

平成29年 5月 9日登記

平成29年 8月 4日登記

平成30年 5月10日登記

平成30年 9月11日登記

平成31年 3月11日登記

令和 1年 5月10日登記

令和 1年 6月 7日登記

令和 2年 1月22日登記

令和 2年 5月12日登記

令和 2年 6月10日登記

令和 3年 5月10日登記

令和 3年 8月11日登記

令和 4年 5月12日登記

令和 4年 8月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 7万4600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 6万8800株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記

当社普通株式 6万4100株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 9日登記

当社普通株式 6万2000株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 4日登記

当社普通株式 5万7000株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以

降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記

当社普通株式 5万6600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成30年 8月31日変更 平成30年 9月11日登記

当社普通株式 5万6200株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月11日登記

当社普通株式 5万3700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

当社普通株式 5万2100株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記

当社普通株式 5万1700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 1年10月31日変更 令和 2年 1月22日登記

当社普通株式 4万8900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月12日登記

当社普通株式 4万7600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月10日登記

当社普通株式 3万7500株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月10日登記

当社普通株式 3万6000株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 8月11日登記

当社普通株式 3万2900株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月12日登記

当社普通株式 1万9200株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以

降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 7 月 3 1 日変更

令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 7 万 6 8 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 4 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 1 月 1 日変更

令和 6 年 1 月 4 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

(1) 各本新株予約権 1 個当たり 3 8 万 5 0 0 円

(2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第 2 4 6 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日から平成 5 7 年 1 0 月 2 6 日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失したその翌日から 1 0 日（但し、1 0 日目日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(2) 上記 (1) にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から 3 0 日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。

① 禁固以上の刑に処せられた場合。

② 所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。

③ 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。

④ 在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。

(4) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記 (1) にかかわらず、新株予約権者の死亡日の 3 年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(5) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に

別途定める。
 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 (1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年10月26日発行

平成27年11月 4日登記

第5回新株予約権
 新株予約権の数

827個
 778個

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 9日登記

756個

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 4日登記

709個

平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記

706個

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月11日登記

673個

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

649個

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記

645個

令和 1年10月31日変更 令和 2年 1月22日登記

608個

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月12日登記

593個

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月10日登記

464個

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月10日登記

438個

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 8月11日登記

393個

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月12日登記

243個

令和 4年 7月31日変更 令和 4年 8月 5日登記

225個

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月15日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 8万2700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 7万7800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 9日登記

当社普通株式 7万5600株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

平成29年 7月31日変更 平成29年 8月 4日登記

当社普通株式 7万900株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記

当社普通株式 7万600株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必

要と認める付与株式数の調整を行う。

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月11日登記

当社普通株式 6万7300株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

当社普通株式 6万4900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記

当社普通株式 6万4500株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 1年 10月31日変更 令和 2年 1月22日登記

当社普通株式 6万800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式

分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2 年 4 月 3 0 日変更 令和 2 年 5 月 1 2 日登記

当社普通株式 5 万 9 3 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2 年 5 月 3 1 日変更 令和 2 年 6 月 1 0 日登記

当社普通株式 4 万 6 4 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3 年 4 月 3 0 日変更 令和 3 年 5 月 1 0 日登記

当社普通株式 4 万 3 8 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3 年 7 月 3 1 日変更 令和 3 年 8 月 1 1 日登記

当社普通株式 3 万 9 3 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう

ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 4 月 3 0 日変更 令和 4 年 5 月 1 2 日登記

当社普通株式 2 万 4 3 0 0 株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 7 月 3 1 日変更 令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 2 万 2 5 0 0 株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 5 年 4 月 3 0 日変更 令和 5 年 5 月 1 5 日登記

当社普通株式 9 万株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必

要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 1 月 1 日変更 令和 6 年 1 月 4 日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

(1) 各本新株予約権 1 個当たり 3 4 万 6 0 0 円

(2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第 2 4 6 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成 2 8 年 9 月 2 2 日から平成 5 8 年 9 月 2 1 日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失したその翌日から 1 0 日（但し、1 0 日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(2) 上記 (1) にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から 3 0 日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。

①禁固以上の刑に処せられた場合。

②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。

③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。

④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。

(4) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記 (1) にかかわらず、新株予約権者の死亡日の 3 年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(5) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成 2 8 年 9 月 2 1 日発行

平成 2 8 年 9 月 2 6 日登記

第 6 回新株予約権
新株予約権の数

7 5 7 個

7 1 8 個

平成 3 0 年 4 月 3 0 日変更

平成 3 0 年 5 月 1 0 日登記

666個	平成31年 4月30日変更	令和 1年 5月10日登記
639個	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月 7日登記
585個	令和 2年 4月30日変更	令和 2年 5月12日登記
570個	令和 2年 5月31日変更	令和 2年 6月10日登記
457個	令和 3年 4月30日変更	令和 3年 5月10日登記
432個	令和 3年 7月31日変更	令和 3年 8月11日登記
366個	令和 4年 4月30日変更	令和 4年 5月12日登記
242個	令和 4年 7月31日変更	令和 4年 8月 5日登記
226個	令和 5年 4月30日変更	令和 5年 5月15日登記
219個	令和 6年 4月30日変更	令和 6年 5月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 7万5700株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 7万1800株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成30年 4月30日変更 平成30年 5月10日登記

当社普通株式 6万6600株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

当社普通株式 6万3900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記

当社普通株式 5万8500株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月12日登記

当社普通株式 5万7000株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月10日登記

当社普通株式 4万5700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3 年 4 月 3 0 日変更 令和 3 年 5 月 1 0 日登記

当社普通株式 4 万 3 2 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3 年 7 月 3 1 日変更 令和 3 年 8 月 1 1 日登記

当社普通株式 3 万 6 6 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 4 月 3 0 日変更 令和 4 年 5 月 1 2 日登記

当社普通株式 2 万 4 2 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 7 月 3 1 日変更 令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 2 万 2 6 0 0 株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月15日登記

当社普通株式 9万400株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6年 1月 1日変更 令和 6年 1月 4日登記

当社普通株式 8万7600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6年 4月30日変更 令和 6年 5月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

(1) 各本新株予約権1個当たり45万6700円

(2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年9月28日から平成59年9月27日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失したその翌日から

- 10日（但し、10日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。
- ①禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。
 - ③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。
 - ④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。
- (4) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記(1)にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (5) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。
- 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成29年 9月27日発行

平成29年10月10日登記

第7回新株予約権
新株予約権の数

953個

909個

888個

841個

828個

729個

709個

638個

429個

415個

396個

平成31年	4月30日変更	令和 1年	5月10日登記
令和 1年	5月31日変更	令和 1年	6月 7日登記
令和 2年	4月30日変更	令和 2年	5月12日登記
令和 2年	5月31日変更	令和 2年	6月10日登記
令和 3年	4月30日変更	令和 3年	5月10日登記
令和 3年	7月31日変更	令和 3年	8月11日登記
令和 4年	4月30日変更	令和 4年	5月12日登記
令和 4年	7月31日変更	令和 4年	8月 5日登記
令和 5年	4月30日変更	令和 5年	5月15日登記
令和 6年	4月30日変更	令和 6年	5月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 9万5300株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 9万900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月10日登記

当社普通株式 8万8800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記

当社普通株式 8万4100株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以

降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 4月30日変更

令和 2年 5月12日登記

当社普通株式 8万2800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 5月31日変更

令和 2年 6月10日登記

当社普通株式 7万2900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 4月30日変更

令和 3年 5月10日登記

当社普通株式 7万900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 7月31日変更

令和 3年 8月11日登記

当社普通株式 6万3800株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月12日登記

当社普通株式 4万2900株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4年 7月31日変更 令和 4年 8月 5日登記

当社普通株式 4万1500株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月15日登記

当社普通株式 16万6000株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数(以下「付与株式数」という。
)は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6年 1月 1日変更 令和 6年 1月 4日登記

当社普通株式 15万8400株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6年 4月30日変更 令和 6年 5月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

- (1) 各本新株予約権1個当たり53万6900円
- (2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年8月22日から平成60年8月21日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失したその翌日から10日（但し、10日目日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。
 - ①禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。
 - ③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。
 - ④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。
- (4) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記(1)にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (5) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成30年	8月21日発行
平成30年	9月3日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

1400個

1316個

1295個

1140個

1121個

1077個

944個

731個

706個

678個

令和 2年 4月30日変更

令和 2年 5月12日登記

令和 2年 5月31日変更

令和 2年 6月10日登記

令和 3年 4月30日変更

令和 3年 5月10日登記

令和 3年 6月30日変更

令和 3年 7月 9日登記

令和 3年 7月31日変更

令和 3年 8月11日登記

令和 4年 4月30日変更

令和 4年 5月12日登記

令和 4年 7月31日変更

令和 4年 8月 5日登記

令和 5年 4月30日変更

令和 5年 5月15日登記

令和 6年 4月30日変更

令和 6年 5月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 14万株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）

は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 13万1600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）

は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 4月30日変更

令和 2年 5月12日登記

当社普通株式 12万9500株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月10日登記

当社普通株式 11万4000株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月10日登記

当社普通株式 11万2100株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 6月30日変更 令和 3年 7月 9日登記

当社普通株式 10万7700株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3 年 7 月 3 1 日変更 令和 3 年 8 月 1 1 日登記

当社普通株式 9 万 4 4 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 4 月 3 0 日変更 令和 4 年 5 月 1 2 日登記

当社普通株式 7 万 3 1 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 7 月 3 1 日変更 令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 7 万 6 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 5 年 4 月 3 0 日変更 令和 5 年 5 月 1 5 日登記

当社普通株式 2 8 万 2 4 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 4 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 1 月 1 日変更 令和 6 年 1 月 4 日登記

当社普通株式 27万1200株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 4 月 3 0 日変更 令和 6 年 5 月 1 0 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

(1) 各本新株予約権1個当たり48万5500円

(2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。当社子会社の取締役及び執行役員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権にかかる支払債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって相殺するものとする。ただし、これらの報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」を締結することを条件とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和1年9月27日から令和31年9月26日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から10日（但し、10日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が当社子会社の取締役又は執行役員であった場合（当社取締役と兼務している場合を除く。）で、当該会社が当社子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社子会社ではなくなった日の翌日から30日（但し、30日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(4) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。

①禁固以上の刑に処せられた場合。

②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申

し入れた場合。

③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。

④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。

(5) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記（1）にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(6) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

令和 1 年 9 月 2 6 日発行

令和 1 年 1 0 月 9 日登記

第9回新株予約権

新株予約権の数

9 1 2 個

7 9 7 個

7 8 2 個

7 5 5 個

6 8 4 個

6 3 3 個

6 1 6 個

5 8 3 個

令和 3 年 4 月 3 0 日変更

令和 3 年 6 月 3 0 日変更

令和 3 年 7 月 3 1 日変更

令和 4 年 4 月 3 0 日変更

令和 4 年 7 月 3 1 日変更

令和 5 年 4 月 3 0 日変更

令和 6 年 4 月 3 0 日変更

令和 3 年 5 月 1 0 日登記

令和 3 年 7 月 9 日登記

令和 3 年 8 月 1 1 日登記

令和 4 年 5 月 1 2 日登記

令和 4 年 8 月 5 日登記

令和 5 年 5 月 1 5 日登記

令和 6 年 5 月 1 0 日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 9 万 1 2 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 7万9700株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月10日登記

当社普通株式 7万8200株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 6月30日変更 令和 3年 7月 9日登記

当社普通株式 7万5500株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 8月11日登記

当社普通株式 6万8400株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以

降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 4 月 3 0 日変更

令和 4 年 5 月 1 2 日登記

当社普通株式 6 万 3 3 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 7 月 3 1 日変更

令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 6 万 1 6 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 5 年 4 月 3 0 日変更

令和 5 年 5 月 1 5 日登記

当社普通株式 2 4 万 6 4 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 4 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日

（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 1 月 1 日変更

令和 6 年 1 月 4 日登記

当社普通株式 2 3 万 3 2 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 4 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 4 月 30 日変更 令和 6 年 5 月 10 日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

- (1) 各本新株予約権 1 個当たり 51 万 9 千 300 円
- (2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第 246 条第 2 項の規定
に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をも
って相殺するものとする。当社子会社の取締役及び執行役員について
は、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、
当社が当該子会社から当該報酬請求権にかかる支払債務を引き受けた
うえで当該報酬請求権をもって相殺するものとする。ただし、これら
の報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」
を締結することを条件とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約
権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込価
額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和 2 年 8 月 25 日から令和 3 年 8 月 24 日まで (但し、行使期間の最
終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。)

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、
監査役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員のいず
れの地位も喪失したその翌日から 10 日 (但し、10 日目が当社の休
日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。) を経過するまで
の間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるもの
とする。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が
完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につ
き、当社株主総会で承認された場合 (株主総会が不要の場合は、当社
取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から 30 日に限り
本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新
株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の
新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者が当社子会社の取締役又は執
行役員であった場合 (当社取締役と兼務している場合を除く。) で、
当該会社が当社子会社ではなくなった場合 (組織再編行為や株式譲渡
による場合を含むがこれに限らない。) は、当該会社が当社子会社で
はなくなった日の翌日から 30 日 (但し、30 日目が当社の休日にあ
たるときは、その前営業日を最終日とする。) を経過するまでの間に
限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使で
きない。
 - ① 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ② 所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申
し入れた場合。
 - ③ 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又
は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を
受けた場合。
 - ④ 在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損
したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権
の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。
- (5) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新
株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継すること
ができる (以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新
株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。) 。権利承継者
は、上記 (1) にかかわらず、新株予約権者の死亡日の 3 年後に応答
する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日 (但し、当該日が当
社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。) までに限
り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるもの
とする。
- (6) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさ
らに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役
会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に
別途定める。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

令和 2 年 8 月 2 4 日発行

令和 2 年 9 月 2 日登記

第10回新株予約権

新株予約権の数

7 6 5 個

7 1 5 個

令和 4 年 4 月 3 0 日変更

令和 4 年 5 月 1 2 日登記

6 3 2 個

令和 4 年 7 月 3 1 日変更

令和 4 年 8 月 5 日登記

6 1 8 個

令和 5 年 4 月 3 0 日変更

令和 5 年 5 月 1 5 日登記

5 8 5 個

令和 6 年 4 月 3 0 日変更

令和 6 年 5 月 1 0 日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 7 万 6 5 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 7 万 1 5 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 4 月 3 0 日変更

令和 4 年 5 月 1 2 日登記

当社普通株式 6 万 3 2 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう

ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 4 年 7 月 31 日変更 令和 4 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 6 万 1 8 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数 (以下「付与株式数」という。
) は、当社普通株式 1 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割 (当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。) 又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 5 年 4 月 3 0 日変更 令和 5 年 5 月 1 5 日登記

当社普通株式 2 4 万 7 2 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数 (以下「付与株式数」という。
) は、当社普通株式 4 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割 (当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。) 又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必
要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 1 月 1 日変更 令和 6 年 1 月 4 日登記

当社普通株式 2 3 万 4 0 0 0 株

各本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数 (以下「付与株式数」という。
) は、当社普通株式 4 0 0 株とする。

なお、当社が株式の分割 (当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株
式分割の記載につき同じ。) 又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のう
ち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日
(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その
効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は
準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式
分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため
の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以
降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準
じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与
株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式
数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必

要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 4 月 3 0 日変更 令和 6 年 5 月 1 0 日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

- (1) 各本新株予約権 1 個当たり 5 3 万 3 1 0 0 円
- (2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第 2 4 6 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。当社子会社の取締役及び執行役員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権にかかる支払債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって相殺するものとする。ただし、これらの報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」を締結することを条件とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和 3 年 8 月 2 5 日から令和 3 年 8 月 2 4 日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から 1 0 日（但し、1 0 日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から 3 0 日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者が当社子会社の取締役又は執行役員であった場合（当社取締役と兼務している場合を除く。）で、当該会社が当社子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社子会社ではなくなった日の翌日から 3 0 日（但し、3 0 日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。
 - ①禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。
 - ③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。
 - ④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。
- (5) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記 (1) にかかわらず、新株予約権者の死亡日の 3 年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (6) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式につ

いて当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて
の定めを設ける定款の変更承認の議案

令和	3年	8月24日発行
令和	3年	9月1日登記

第11回新株予約権
新株予約権の数

903個
874個

829個

令和 5年 4月30日変更

令和 5年 5月15日登記

令和 6年 4月30日変更

令和 6年 5月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 9万300株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）
は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式
分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち
行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。

調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基
準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力
発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備
金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割
が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基
準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、
当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ
て付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株
式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数
の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要
と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 8万7400株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）
は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式
分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち
行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。

調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基
準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力
発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備
金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割
が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基
準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、
当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ
て付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株
式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数
の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要
と認める付与株式数の調整を行う。

令和 5年 4月30日変更

令和 5年 5月15日登記

当社普通株式 34万9600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）
は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式
分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち
行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。

調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基
準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力
発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備
金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割
が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基
準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、
当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ
て付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株
式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数
の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要
と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6年 1月 1日変更

令和 6年 1月 4日登記

当社普通株式 33万1600株
各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。
なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 4 月 3 0 日変更 令和 6 年 5 月 1 0 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

- (1) 各本新株予約権1個当たり44万1800円
- (2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。当社子会社の取締役及び執行役員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権にかかる支払債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって相殺するものとする。ただし、これらの報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」を締結することを条件とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和4年8月24日から令和34年8月23日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から10日（但し、10日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が当社子会社の取締役又は執行役員であった場合（当社取締役と兼務している場合を除く。）で、当該会社が当社子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社子会社ではなくなった日の翌日から30日（但し、30日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。
 - ①禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。
 - ③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。
 - ④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。
- (5) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記（1）にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当

社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。)までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

- (6) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

令和	4年	8月23日発行
令和	4年	9月6日登記

第12回新株予約権

新株予約権の数

546個
504個

令和 6年 4月30日変更 令和 6年 5月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 5万4600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

当社普通株式 21万8400株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6年 1月 1日変更 令和 6年 1月 4日登記

当社普通株式 20万1600株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式

分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。
調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

令和 6 年 4 月 3 0 日変更 令和 6 年 5 月 1 0 日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

- (1) 各本新株予約権1個当たり48万2200円
- (2) 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。当社子会社の取締役及び執行役員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権にかかる支払債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和5年8月29日から令和35年8月28日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から10日（但し、10日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が当社子会社の取締役又は執行役員であった場合（当社取締役と兼務している場合を除く。）で、当該会社が当社子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社子会社ではなくなった日の翌日から30日（但し、30日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。
 - ①禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。
 - ③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。
 - ④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。
- (5) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記(1)にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (6) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

令和	5年	8月28日発行
令和	5年	9月8日登記

第13回新株予約権

新株予約権の数

730個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 29万2000株

各本新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

（1）各本新株予約権1個当たり55万800円

（2）本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。当社子会社の取締役及び執行役員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権にかかる支払債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和6年8月28日から令和36年8月27日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）

新株予約権の行使の条件

（1）本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から10日（但し、10日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

（2）上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

（3）上記（1）にかかわらず、新株予約権者が当社子会社の取締役又は執行役員であった場合（当社取締役と兼務している場合を除く。）で、当該会社が当社子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社子会社ではなくなった日の翌日から30日（但し、30日目が当社の休日にあ

	たるときは、その前営業日を最終日とする。)を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。 (4) 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。 ①禁固以上の刑に処せられた場合。 ②所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。 ③破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。 ④在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。 (5) 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる(以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。)。権利承継者は、上記(1)にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日(但し、当該日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。)までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。 (6) 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
	令和 6年 8月 27日発行 令和 6年 9月 9日登記
吸収合併	令和5年4月1日東京都台東区台東二丁目27番5号TCビジネスサービス株式会社を合併 令和 5年 4月 3日登記 令和5年4月1日東京都千代田区外神田四丁目14番1号TCビジネス・エキスパーツ株式会社を合併 令和 5年 4月 3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	平成24年6月21日東京都港区浜松町二丁目4番1号から本店移転 平成24年 6月 26日登記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。